



# 「日光市子ども・子育て支援事業計画」 の進捗状況について



日光市子ども・子育て支援事業計画(計画期間：平成27～31年度)は、基本理念を「イチオシ! ひかり輝く子育てのまち～日光で産みたい育てたい”あるといいな”が日光にある～」と決めました。この基本理念のもと4つの基本目標を掲げ、子育てで「ひかり輝く、イチオシのまち」を目指します。

本計画は4つの基本目標のもと、14の基本施策を設け、117事業の取り組みを推進することとしています。その中で49の成果指標(数値目標)が設定されています。主な事業(子ども・子育て支援新制度関連、新規事業)の実施状況は下表のとおりです。

くわしくは 子育て支援課 子育て環境係 ☎21-5186

表：主な事業実施内容

事業名	内容	指標名	上:平成28年度実績 下:平成31年度目標
妊産婦一般健康診査事業	母子健康手帳交付時に健診が受けられる「妊産婦健康診査受診票」(妊産婦健診14回分、産後1カ月健診1回分)の交付	妊産婦健康診査受診率	96.7% (97.0%)
乳児家庭全戸訪問事業	4カ月までの乳児のいる全家庭を助産師や保健師が訪問し、乳児の健康状態や養育環境などの把握とともに、子育てに関する助言や産婦へ保健指導を行う	乳児家庭全戸訪問実施率	98.4% (100.0%)
市立休日急患こども診療所事業	日曜日・祝日・振替休日に子どもが急病の際に応じる診療所の運営を充実させる。こども救急チェックリストの配布・活用による家庭での適正処置の普及を推進するとともに医師への負担軽減を図る	市立休日急患こども診療所開所日数	68日/年 (68日/年)
小中連携・一貫教育事業	義務教育9年間を通して児童生徒に「生きる力」とコミュニケーション能力を育むという視点に立ち、地域の小中学校が連携し、家庭・地域・関係機関が協力し、特色ある学校作りや地域課題解決を推進する	地域と関わる学習への満足度	96.1% (100.0%)
		小中連携・一貫教育実施校	全校 (全校)
子どもの権利委員会	子どもの権利に関する施策の充実を図り、子どもの権利の保障を推進するため、「日光市子どもの権利委員会」を設置	子どもの権利条例啓発	全小中学校 (全小中学校)
育児支援家庭訪問事業	安心して子どもが養育される環境づくりのため、児童虐待の早期発見や予防の視点を持ち、自ら支援を求めることが困難な家庭を支援する	育児支援家庭訪問回数	409回/年 (350回/年)
子どもの居場所づくり事業	養育困難な家庭の親と子どもに対する支援の視点を持って、食事、入浴の世話などが受けられない子どもの放課後の居場所を設置	子どもの居場所利用人数	1,360人/年 (1,700人/年)
市営住宅優遇入居制度	「20歳未満の子を扶養している寡婦(夫)世帯」「18歳未満の者が2人以上いる世帯」「20歳未満の子を扶養している未婚のひとり親のいる世帯」などを優先的に選考	市営住宅優遇入居世帯数	8件 (6件)
特定教育・保育事業	子ども・子育て支援新制度における教育・保育施設(認定こども園、保育園、幼稚園)での教育保育サービスの充実	保育園等の待機児童数	0人 (0人)
病児・病後児保育事業	病気もしくは病気回復期の子どもについて、病院、保育園などに付設された専用スペースなどで、看護師などによる一時的預かり	病児・病後児保育の受入率	100% (100%)
幼保一元化推進事業	子ども・子育て支援新制度の趣旨を踏まえ、保育園や幼稚園に対するニーズや地域の実情に応じた、認定こども園の必要性普及などの検討	認定こども園設置数	1カ所 (3カ所)
地域子育て支援センター事業	地域の子育て支援情報の収集・提供や子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として、子育ての相談や親子の交流のほか、地域に出向いた地域支援活動や交流会の実施	地域子育て支援拠点施設利用者	2万2,762人/年 (2万4,000人/年)
ファミリー・サポート・センター事業	子育ての援助を受けたい会員と援助ができる会員の相互援助事業をNPO法人委託により継続し、併せて各種子育て研修会事業などを開催	ファミリー・サポート・センター協力会員数	195人 (200人)
事業所への子育て支援の職場環境づくりの推進	市内の事業所を対象に、仕事と子育ての両立支援や働き方の見直しなどが、少子化対策および男女共同参画推進のために重要であることの啓発	職場環境づくり講演会の開催	1回/年 (1回/年)

# 『日光市まちづくり基本条例』って

## なくに？

市は、平成20年に「市民が主役のまちづくり」をより一層推進するため、「日光市まちづくり基本条例」を制定しました。

くわしくは

総合政策課 政策調整係 ☎(21)5131



### ◇日光市まちづくり基本条例を「ご存じですか？」

条例の名前のとおり、日光市のまちづくりの基本となる条例です。と言われても、なかなかイメージすることが難しいと思います。

そもそも、「まちづくりって市役所がやることでしょ?」と思っっている方もいると思います。

しかし、それは少し違います。まちづくりは市民と市議会、市が

一体となり、市民が主役となって進めていくものです。まちづくり基本条例は日光市に住んでいる人、通勤・通学している人、日光市のことを好きな人、考えている人など、市に関わるすべての人が関係する条例です。この機会にぜひ覚えてください。

### ◇どうして日光市に関わるすべての人が関係するの?!

皆さん一人一人、日光市に関わった

このある人は「日光市のこんなところが好き!」「もつとこんなことができたらいいのに!」など、良いことでも悪いことでも、何か感じたことはありませんか? そのことについて誰かと話したことはありませんか? まちづくりは日常のさまざまな場面を感じるところから始まります。しかし、ただ思っているだけ、話しているだけでは何も変わりません。誰かが行動を起こさなければいけません。

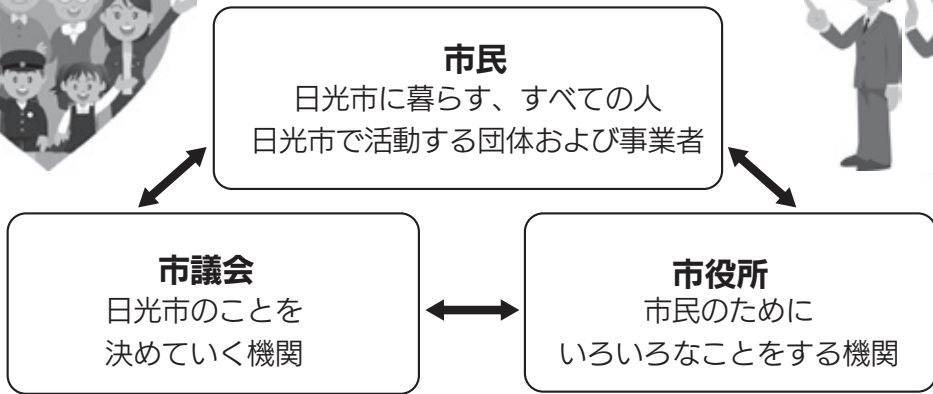
### ◇まちづくりってどうやって進めていくの?!

まちづくりの基本理念を定めているのが「日光市まちづくり基本条例」です。

まちづくり基本条例は、市民みんなで作るまちづくりのルールです。市の最高規範であり、自治体の憲法ともいわれていることから、皆さんに知ってほしい条例です。

### ◇目的と基本理念

共有・参画・協働を基本理念として、市民・市議会・市役所の役割などを定め、市民一人一人の多様な価値観を尊重しながら、市民自治の実現(市民が主役のまちづくり)を目指します。



**共有**…情報や資源、課題などを市民・議会・市がお互いに共有すること

**参画**…市民がまちづくりに主体的に関わること

**協働**…市民・議会・市がお互いの立場を尊重し、共に考え協力し、行動すること

### ◇まちづくり基本条例があるということはわかったけど、実際に何をしたらいいの?!

まずは、自分の住んでいる地域に目を向けてみましょう。

地域の行事に参加してみたり、近所の人とコミュニケーションをとったり、身近なことから始めてみてください。

今まで気づかなかった地域の魅力を見つけることができるかもしれません。

### ◇まちづくりの主役は市民です!

一人でも多くの方がまちづくりについて考えていくことで、よりよい日光市になるのではないかと思います。皆さんの力で未来の日光市をつくっていきましょう!